

6. シンポジウム「中世社会経済史研究と史料論」

(平成17年度九州史学会大会西洋史部会と共催)

日時：2006年12月10日（日）10時から

場所：九州大学法文系講義棟301教室

共通テーマ「中世社会経済史研究と史料論」

報告：

丹下 栄「西欧中世初期文書における所領表現の位相」

大宅明美「中世後期ポワチエにおけるコミュニティ権力と都市周辺地域

—軍事的義務分担者リストの作成と伝来に関する一考察—

山田雅彦「コメント」

平成17年度九州史学会大会西洋史部会との共催で、小シンポジウムを開催した。

かつて花形であった社会経済史研究は、現在その影響力を相当減少させているかのように見える。そして、もし経済史研究が、既存の単なる図式の適用にとどまるならば、この困難な局面に相對することは難しいのではないだろうか。この際、とるべき一つの道は、歴史学の動向に棹さして、個々の史料現象の読解へと積極的に関与していくことであろう。史料のあり方それ自体を、社会・経済史現象解読の議論のなかに組み込むことが求められているように思える。

今回の小シンポジウムでは、中世初期および末期について、問題の設定や対象において、やや対照的な二つの報告が準備された。さらに、社会経済史研究の現状と、史料論の可能性という観点から、コメントが寄せられる。報告者とコメントーターは、長らく共同研究を続けている同志であり、表面的な違いを超えて、多くの論点を共有している。

丹下報告は、中世初期証書史料のなかに現れる所領表現の意味から出発して、テキスト生成のからくりをめぐる大変野心的な議論が提示された。大宅報告では、フランス中世末期の都市に関する援助金徴収をめぐる一件資料の分析を通じて、王権と都市、さらには都市内外の諸集団間の関係が分析された。二つの報告を受けて、山田コメントでは、個々の報告の紹介にとどまらず、史料論研究の現在との関係で、社会経済史研究の未来が展望される。

以下は、各報告者が、当日の研究・コメント報告をもとに、あらたに書き下ろしたものである。これらに加えて、当日の研究会での質疑の様子を報告を含むコメントが準備された。

西欧中世初期文書における所領表現の位相

丹下 栄

カロリング期フランク世界の社会経済史研究において、所領明細帳が果たした役割はきわめて大きいものがある。領主直領地と農民保有地という二元的構成を取るカロリング期大所領の姿は、この史料なくしては明らかにされなかったであろう。しかし、所領明細帳がカロリング期大所領のあらゆる側面を語りつくしているわけではない。所領明細帳は所領管理拠点とおぼしき建物や所領管理人 *major* という呼称を持つ保有民の存在を記しながら、その建物がどのように用いられていたか、あるいは所領管理人がどのような業務を行っていたかについては、ほとんど何も語っていないのである。こうした情報の欠落を補うものとして、歴史家は『御料地令』やコルビー修道院に伝わる『アダルハルドゥス指令書』など、所領管理規定に類する史料に着目してきた。これらの史料は所領管理人の任務や所領管理拠点の備品リストなどを通じて、所領明細帳からは明らかにならなかった大所領の一面を伝えている。けれどもそれらは、例えば保有農民の負担、家族構成については沈黙したままである。「所領に関する記録」としてひとまとめにできるこれらの史料群において、その着眼点が史料類型ごとに異なっているのはなぜだろうか。またそれはどのような歴史的文脈と関係しているのだろうか。こうした問いに答える第一歩として、ここで所領管理拠点の必要物資や備品の列挙に着目する。これらは『アダルハルドゥス指令書』（以下 SA）のほか、『御料地令』（CV）、『資材帳範例 *Brevium exempla*』（BE）など王領地に関わる史料、さらには修道院財産の分割にあたって修道士団用財産を認証する王文書にも見いだすことができる。こうした文言がどのような史料に含まれているか、またそのテキストはどのようなヴァリエーションを持っているか、系譜関係を読みとることは可能か、こうした検討は所領明細帳と所領管理指令書とを補完的に組み合わせることでカロリング期大所領における経済活動のあり様をより具体的に描き出すための基礎作業となるであろう。それはまた、ある文言が史料のいわば部品としてどのように利用され、変化していくのかをあとづけることによって、同時代のテキスト状況に新たな角度から照明を与えることにもつながるであろう。

まず、備品列挙の例として、『資材帳範例 *Brevium exempla*』のそれを一瞥しよう。この史料はシュタッフエルゼー教会の土地台帳、ワイセンブルク修道院の寄進帳、プレカリア帳、アナップとその近隣に所在する王領地の土地台帳という、それぞれ独立したテキストを書きうつしたものである。その第 25 節、王領地アナップ（リル近辺）についての記録は、この地に建てられた建物の列挙に始まり、寝具など繊維製品 *vestimenta*、道具 *utensilia* を列挙し、さらに穀物の収穫高と播種量を品種ごとに記し、最後に家畜を列挙して締めくくっている。ここで問題としている道具類について、史料はこう記している。

「〔道具[は以下のとおり]。銅製の鉢 2、コップ 2、銅製鍋 2、鉄製鍋 1、ビール醸造用鍋 1、自在鉤 1、薪台 1、燭台 1、斧 2、石割斧 1、錐 2、ハンマー 1、鑿 1、鉋 I、ちょうな 1、鎌 2、小型鎌 2、鉄製犁 2。管理のための木製道具が十分に〕 *Utensilia: concas aereas II, poculares II, calderas aereas II, ferrea I, sartaginem I, gramalium I, andenam I, farum I, secures II, dolatoriam I, terebros II, asciam I, scalprum I, runcinam I, palanam I, falces II, falciculas II, palas ferro paratas II. Utensilia lignea ad ministrandum sufficienter.*

すでに述べたように、こうした道具の列挙は BE、CV など、他の史料にもしばしば見いだされる。しかしそのコンテキストは史料によって微妙に異なっている。すなわち道具の列挙は CV では所領管理人に対して常備すべきものを指令するなかで、また SA では菜園番が受けとるべきものを明示するなかで、つまり BE におけるのと較べてより規範的色彩の強いコンテキストのなかで用いられている。このことは、道具を列挙するというテキスト、あるいは記録方法がまず存在し、それがさまざまなコンテキスト

で利用されたという状況を示唆する。そして注目すべきは、所領に備えられた物品を列挙するというテキストは、「所領に関する記録」とは一見まったく異なるコンテキストとも関連を持っていると思える点である。

W.メッツは、カロリング期王領地に関する精緻な研究のなかで王領地を記録した諸史料を精査し、BEの文言と別の史料類型に属する史料のそれ（フルダ修道院の寄進台帳、ロルシュ修道院のフーフェリスト等）との関連性を指摘した。彼が特に注目したのが家畜の列挙である。これはBEにおいては、さきに見た王領地アナップ（25節）の他、シュタツフェルゼー教会の土地台帳（7節）にも現れる。BEのこれら2つの節はもともとまったく異なる文書として作成されたテキストに由来するにもかかわらず、家畜を列挙する順番は両者の間でかなりの類似性が認められる。メッツによれば、こうした類似性は共通の手本に依拠したことから発生した。その手本として彼は、フルダ修道院には確実に、おそらくは他の修道院にも備えられていた語彙集を想定している。これは3世紀に作られたギリシア語・ラテン語辞書（というよりは対訳単語帳）である *Hermeneumata* の系譜を引き、*Vocabularius Sancti Galli*、*Casseler Glossen* といった古高ドイツ語語彙集の先駆となるものであった。この語彙集もまた、BEの2つの節におけるのと同様に、家畜を *agnus*→*porcus* の順に並べている。道具の列挙についても、*Hermeneumata*、*Casseler Glossen*、さらにBE、CV、SAのいずれにおいても、*dolatura*→*terebra*→*scalprum*→*falx* という記載順を見てとることができる。すなわち、さまざまな史料に現れる道具の列挙もまた、語彙集という共通の下敷きに準拠していたことになる。

社会経済史の文脈でも、道具の列挙をめぐる問い直しが始まっている。伝統的見解は、BEが *utensilia* として列挙する器具を半ばアプリアリに農業生産に用いられる道具と捉えた。そしてBEやCV等々に鉄製農具があまり出てこないことを、中世初期の農業技術が幼稚な段階に止まっていることの表れとした。この考えはBEが記録する播種量と収穫量から読みとれる収穫率の低さ（これには有力な反証が提示されているが）とも適合し、全体としてカロリング期の農業生産性がきわめて低く見積もる議論の基盤となった。しかし最近 J.-P.ドゥヴロワは、この見解に全面的な批判を加えた。彼によれば、BEで列挙された *utensilia* とは農具ではなく王領地の倉庫に備えるべき道具で、基本的には炊事、食卓の用具であった。それはまた軍事行動の際に携行する物品としての性格を具えていることを、彼はカール大帝のサン・カンタン司教宛の書簡（そこには軍事行動に動員されたときに持参する物品が、BE等と略同一の順番で列挙されている）を援用して主張した。彼の考えによればしたがって、BE、CVに列挙された「道具」は農業生産の水準を判断する材料とはなりえないことになる。ドゥヴロワの主張には一定の説得力が認められるが、しかし彼も、SAにおいて列挙されたのは農作業に用いる道具であることを是認している。彼の説を受け入れるならば、「道具」の列挙というテキストがさまざまなコンテキストで利用され（規範として、あるいは記録として）、また異なる性格を持つものを書きとめる（炊事用具、行軍携帯品、農作業の道具）のに用いられたことの意味が、あらためて問われねばならないであろう。

この問題を考えるには、教会財産についての古典的な業績を完成した E.レーヌの見解を参照すべきであろう。彼によれば、カロリング期の教会・修道院は財産（土地財産を含む）の記録 *descriptio* を作成し、これを権利保全・外部からの権利侵害に対する防御の手段としてだけでなく、財産管理の道具としても利用した。修道院長は各種の財についての記録をつねに手許に置き、それをもとに必要な書類を作成したという。土地の交換にあたってどの土地財産を相手に渡すべきか、また修道院財産のどの部分を修道士団に割りあてるかを、修道院長は手許にある財の記録をもとに決定した。そしてレーヌは、アダルハルドゥスもまた、SAの作成にあたってしかるべき各種の記録を参照したと想定している。この考えが正しいとすると、アダルハルドゥスが参照したテキストのなかに「道具」の列挙（おそらくはフルダに備えられていたような語彙集）があった、あるいはしかるべき書類を作成するにあたってそこにある・あるべきものを列挙することによって作成する目的がより良く果たされるという知識を彼が持っていた

と想定することが可能になるのではないだろうか。つまり、*utensilia* にカテゴライズされる物品を列挙するテキスト（あるいは書式、あるいは記録のノウハウ）が起草者の前にあり、彼は必要に応じてそれを利用したことになる。D.ガントはSAにゲルマン的語彙が多く見られると指摘しているが、この指摘はやがて古高ドイツ語の語彙集となっていく語彙リストがアダルハルドゥスの身近にあったという想定をいくらかでも支えるものではないだろうか。

今回の報告はささやかな問題提起に過ぎない。すべては今後の課題であるが、いくつかの覚えを記すことは許されるであろう。まず、「道具の列挙」というテキスト（あるいはテキストの部品）が「所領についての記録」という機能を持つさまざまな史料類型に横断的に現れていること、さらにこの「部品」が、語彙集という、「所領についての記録」という機能とは無縁と思われるテキストに連なっているという想定は、さまざまな史料類型を個別に検討することに加えて、史料類型間の同時的・通時的関係を解きほぐすことで史料類型論がより豊かな実りをもたらすことを暗示しているように思われる。そして語彙集という、「所領の現実」からほとんど完全に「自立」したテキストに見られる単語の並びが所領を見る「眼」、あるいは所領を記録する解釈格子を基礎づけたのだとすると、そこにはテキストと「現実」との関係を考えるうえで見のがすことのできない視点が示唆されているように思われる。

文献目録抄

史料

Brühl, C. (ed.) [1971] *Capitulare de villis cod. Guelf. 254 Helmst. der Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel*, Stuttgart.

Glöckner, K. (ed.) [1929-1936] *Codex Laureshamensis*, Darmstadt.

Semmler, J. (ed.) [1963] "Brevis quem Adalhardus ad Corbeiam regresus anno incarnationis domini DCCCII mense januariario indictione quinta decima imperii vero Gloriosi Chludvici Augusti octavo fieri jussit", K. Hallinger (ed.), *Corpus consuetudinum monasticarum*, t.1, Siegburg.

研究文献

Devroye, J.-P. [2003] *Économie rurale et société dans l'Europe franque (VIe-IXe siècles)*, t.1, Paris.

Duby, G. [1962] *L'économie rurale et de la vie des campagnes dans l'Occident médiéval*, Paris.

Ganz, D. [1990] *Corbie in the Carolingian Renaissance*, Sigmaringen.

Grierson, Ph. [1939] "The Identity of the Unnamed Fiscs in the 《Brevium exempla ad describendas res ecclesiasticas et fiscales》", *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.18, pp.437-461.

Lesne, E. [1910] *L'origine des menses dans le temporel des églises et des monastères de France au IXe siècle*, Lille.

Lesne, E. [1936] *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, t.III, *L'inventaire de la propriété. Églises et trésors des églises du commencement du VIIIe à la fin du XIe siècle*, Lille.

Metz, W. [1960] *Das karolingische Reichsgut*, Berlin.

森本芳樹 [1969] 「中世初期における領主制の諸形態——ベルギー地方の場合——」(2), 『経済学研究』34-6, pp.1-60.

Verhulst, A.-E. / Semmler, J. [1962] "Les statuts d'Adalhard de Corbie de l'an 822", *Le Moyen Âge*, année 1962, pp.91-123, 233-269.

中世後期ポワチエにおけるコミューヌ権力と都市周辺地域 —軍事的義務分担者リストの作成と伝来に関する—考察—

大宅 明美

1 はじめに

中世後期のフランス都市においては、しばしば王権の伸張と同時に市政役人の主導権が拡大するさまが看取できる。多くの都市において、市政役人たちは、王権を後盾として全都市住民や周辺地域に対する財政・行政面での実権を握っていくのである。報告者は、これまで西フランスのポワトゥー地方の都市史を、特に王権との関係において研究してきた。とりわけ、西フランスに多く存在するような複数の独立性の高いブルを内包する多核構造を持つ都市において、どのように市政役人の権力拡大過程が進行したのかという問題について、ポワチエを対象として考察を進めてきたが、昨年の拙稿では以下のような主張を行った。「13世紀半ばのポワチエにおいては、市壁内に複数存在していた特権的ブルに関する限り、従来の説¹が主張してきたほどにはコミューヌ権力は及んでいなかった」というものだ。本報告では、その後の13世紀末から14世紀前半にかけて現れた大きな変化について扱いたい。

本報告は、史料の作成と伝来の状況をできるだけ明らかにすることにより、中世後期における都市ポワチエをめぐる社会諸集団間の関係の変化を読み取るという手法をとるが、まず最初にその内容を以下のとおり掲げる。

①市壁内の特権的ブルにまでコミューヌの権力が及び始めるのは、むしろこの時期(13世紀末から14世紀前半)である。②その時には、市内の特権的ブルだけでなく、同時に周辺農村部にまでコミューヌの勢力が及び始める。③コミューヌの権力伸張の論拠は、国王直属の封臣としてメール(コミューヌの長)が負ったところの、コミューヌ軍を率いて出陣する封臣としての義務に由来する軍の指揮権であった。④勢力拡大の手段となったのは、王権から都市への戦費分担の要求がなされる都度、コミューヌが都市代表として王権との交渉を行って負担額を取り決め、市壁内の特権的ブルのみならず周辺農村地域の住民に対しても、コミューヌが主体となって割当を行うという手続きをととのえることだった。⑤その背景は、14世紀前半、王権から都市への戦費分担の要求が格段に増加したことである。⑥市内の特権的ブルおよび周辺地域の住民からは様々な抵抗が起こったが、王権とコミューヌ権力は互いに利害を調整しあいながら、結果としてこれらの抵抗を抑え、14世紀半ばまでには効率的に税を徴収する地域的枠組を作り上げていった。

以下、報告者がこのような結論を得るに至った経緯を説明していきたい。

2 1324年リスト「ポワチエのコミューヌのsecta=随行要員一覧」とコミューヌ側の意図

ポワチエのコミューヌ文書庫に伝来していた史料は、現在はポワチエ市文書館が所蔵しているが、本報告で取り上げるのは、E 1及びE 2の分類番号が付けられた史料である。これは、地域の歴史家であり、古文書学者であるレデーが1842年に行った分類によるものだ。レデーは「軍事行政。バン、都市防備、兵士」に関する史料をEとして分類しているが、実はE 1とE 2は、それぞれ5通(史料A~D)と4通(史料E~H)の史料からなっており、それぞれが一体としてコミューヌによって保管されていた(次頁図表参照)。史料Aは長さ3メートル以上の巻物だが、その上部に史料B(縦10センチ、横15センチ)が「cousu」=綴じ付けられ、そして、巻物の下の方にも全く同一内容のものがやはり綴じ付けられている。そして、巻物Aには史料Cが添付 annexé されていて、そのCにはDが添付されている。右の方

¹ この問題について、ファヴローやボワソナードらによる先行研究は、12世紀後半のコミューヌ設立時からすでに市政役人は都市全域に対して課税権などを行使していたとしている(文献一覧[12]; [17])。

の史料群では、Fがやはり巻物で、EとGがそれに添付されている。GにはHと一緒に (avec) ある、という形で伝来するわけだ。ここでの *annexé* や *avec* は、レデーが用いている表現である。

史料CとDは、いずれも国王収入役ジャン・ド・プロボランの書状である。そこでは、1329年、フランドル戦役のために行われた諸都市への援助金要請に対して、ポワチエは援助金の提供を約束して一定額を提示したが、王権とコミューヌのそれぞれの手続きで徴集を始めようとしたために混乱が起こったことが語られている。国王収入役の方は、コミューヌが提示した額はコミューヌそのものが独自に負う額だと考え、彼らにその額を要求する一方、コミューヌに属さない都市内領域および都市周辺部農村については、王権の手で額を設定して徴集を始めてしまっていた。それに対してコミューヌは異議を唱えてストップをかけさせた。彼らの主張は、こうした要請に対しては、コミューヌに属さない都市内領域および都市周辺部農村についても、コミューヌが負担配分をするのが習慣だったというものである。そこで王権と都市との間でもう一度交渉が行われ、農村部なども含めた全体の総額として400リブラが改めて決められたのだ。

そこで持ち出されたのが、**史料A**である。これは、5年前の1324年に実際にコミューヌ軍が出陣した際、メールにしたがって従軍すべくポワチエに召集された、あるいは自分の代わりに自費で兵士を提供した非コミューヌ員「*secta; suite* (随行要員)」の一覧表であった。その結果、王権側とコミューヌ側は以下のような合意に達している。

①このリストに含まれた人々全員に対してコミューヌがこのたびの援助金負担の分配を行うこと、②ただし徴収実務は国王役人が行い、不払いの際もコミューヌは補填の義務を負わないこと、③コミューヌのメンバーについては、コミューヌが課税・徴収の全てにおいて責任を負うこと、④400リブラはこの両者を合わせた額だ、というものだ。

史料Dも人名および集落のリストになっていて、冒頭文から、ここで列挙されているのは、本来はコミューヌによる負担分配の元に服さなければならないにも関わらず、コミューヌによる配分を待たずして王権が徴収を始めてしまった集落や人々だということが分かる。これらの人々は、コミューヌが王権の徴収作業にストップをかけた時点で、既に支払ってしまっていたので、国王収入役はその分の領収印を押し、それが400リブラから差し引かれることを約束している。

史料Aの分析に入ろう。1324年に、出征のためにポワチエに召集された人名と集落名が計99項目に分けられて、それぞれが提供すべき兵士(=sergents)の人数と共に記されている。兵士の数は、1sergentのようにフランス語で記されているものもあり、各項目末尾に点の数で示されているものもある。

これに類した史料類型として思い浮かぶのは、王権が、戦時に軍事奉仕を命じることのできる王領内の集落や教会施設、コミューヌなどの名を、それぞれが提供する兵士の数、荷車の数などと共に列挙させた一覧表「*prisée*」*prisaa servientum* である。特にフィリップ・オーギュストのルジストル内に伝来する1190年代のものは有名である。**史料A**=ポワチエのコミューヌの *secta* 一覧は、王領全体を対象とするリスト「*prisée*」で各項目として現れる個別都市の負担が、それぞれ現場ではどのようにして調達されていたのかを示してくれるものである。いわば全国版である「*prisée*」的台帳の下部構造をなすローカル版の台帳というべきだろうか。この種の史料の伝来は珍しく、少なくとも、都市周辺農村部の分担のあり方まで詳細に列挙している史料は他に殆ど類を見ないといつてよい。また、王権の *prisée* が、王権にとってどれだけの兵力が期待できるかの「見積もり」であるのに対し、ポワチエの *secta* 一覧は、特定の出陣に際して、名が挙げられた人々を「実際に召喚する」ためのものであるという相違がある。後述するように、ポワチエのコミューヌにとっては、この記録が過去の実績であるという点が非常に大切になってくる。

史料Aで列挙されている項目は、ほぼ以下のように大別できる。

- ①国王直轄地の地名とその住民
- ②教会施設所領の地名とその住民
- ③それを所有することによって軍事的義務を生じせしめるような不動産（おそらくポワトゥー伯期に与えられた封に起源を持つもの）の所有者の名前
- ④起源不明の軍事的義務を負っている個人の名

このように、異なる種類と起源からなる軍事的義務の負担者が順不同に混在しているのが *secta* 一覧の特徴である。身分的にも、集団として挙げられる一集落の住民から聖職者、はてはシュヴァリエの肩書が明記されている者まで様々だ。その空間的広がりも、国王の行政管区の最小単位であるプレヴォ管区にはほぼ一致していると言っていいようだ。より正確には、ポワチエのプレヴォ管区と、都市の東北に広がるムリエール森林の森林管理官管区を合わせた領域に一致する。

史料Aの上部と下部には、同一内容の二通の命令状（史料B、B'）が綴じ付けられている。これら2通の命令状は、つづりの違いが数箇所ある以外はまったく同一の文章である。内容は国王役人4名にあてられたものなので、もし4人に対して同一内容のものが4部発行されたのだとすれば、そのうち2人が受け取ったものがこのような形で伝来しているのだと考えられる。命令の内容は、この命令状に添付されている巻物に名が記されている人々を、定められた日に間違いなくポワチエに召集し、逆らう者がいれば身体を拘束し財産を差し押さえて強制するよというもので、*secta* として一覧表に挙げられた人々が、人員提供を拒否するケースがあったことを強くうかがわせるものである。

ポワチエのコミュヌのメールが周辺地域の部隊の指揮をとる根拠は何かを考えてみると、実はそれを明確に規定した史料は見当たらない。王権が賦与したコミュヌ文書では、コミュヌの軍事的義務が規定され、コミュヌの長であるメールが封臣として国王に臣従礼を行うことが明記されているが、都市周辺領域の住民を率いるという規定はない。ポワチエのコミュヌ文書のいずれもが、そもそも郊外地に関連する記載を全くしておらず、コミュヌ権力と都市周辺領域との関連についての成文化された規定そのものがみられないのである。そこで、史料Bの意味を読み解くためには、それ以外の伝来史料からの情報に頼らなければならない。ポワチエの都市伝来史料を見てみると、14世紀初頭のポワチエ周辺には、コミュヌの軍事的権威を否定する人々がいたことがわかる。例えば1314年、コミュヌは王権に、「モンティエルヌ修道院およびサン・ティレール教会に属する両ブルと、コミュヌ側が名を挙げるところのその他の複数の集落が、ポワチエのメールとコミュヌの随行要員に属しているかどうかについての調査」をしてほしいと願い出ている。つまりこれらの集落では、コミュヌの随行要員に属してはいないという主張があったことが明らかなのだ。ここで名が出ている最初の2つの集落は、都市内に広大な非コミュヌ領域を作り出していて、コミュヌとは常に対抗関係にあった。またその他にも、出征の日に来るべき兵士が来なかったとか、途中でやっと合流したが来るべき人員の一部だけしかそろっていなかったなどという記録が伝来している。

つまり、14世紀初めにおいて、これら *secta* の者たちと呼ばれる人々にとって、コミュヌ軍の随行要員としてメールの指揮に従うことは、少なくとも、はるか昔からの慣習による自明のことでは決まらなかったと思われる。しかし、コミュヌはそれを慣習として確立すべく躍起になっていたのだ。史料Aは、そうした状況の中で作成されたものだ。

14世紀初頭のコミュヌが、周辺地域に対するメールの軍事的権威の確立に努めていた背景には、王権から都市に対する軍事的奉仕の要請、特に金銭代納化されたそれへの要請が急増していたことがあると思われる。1329年の援助金交渉の場に史料Aが持ち出されたのは、都市周辺領域において国王に軍事的奉仕を負う者が、ポワチエのメールの指揮のもとで従軍するという慣習を確立し、知らしめることによって、王権側からの金銭的要請をも彼らに分担させる論拠にしようとするコミュヌの意図があった

からではないだろうか。

3 1337年の援助金分担者リスト……手続きの完成

次の史料グループE 2からは、そうしたコミュニューの意図が訓読調に実現していることが読み取れる。史料E。1337年にコミュニューが援助金として約束したのは500リブラだ。そして、徴収手続きとして述べられているのは、1329年の王権とコミュニューの合意内容そのままである。新しい要素は、負担分配を行う人物名の明示で、コミュニュー代表2人、都市内外の非コミュニュー員代表3人が列挙されている。

これに添付された形で伝来するのが、史料Fの巻物である。冒頭には、援助金の徴収のために、メールから国王収入役に知らしめたところの者たちだ、と述べられ、そのあとに、負担を分け持つべき都市内外の非コミュニュー員が、102項目にわたって、金額と共に列挙されている。

史料Fと史料Aを比較してみると、並び方は異なるが、ほぼ全ての項目が対応関係にある。興味深いのは、史料Fにおける項目の並び方が、Aの通りではないということである。これは、1329年に起きた援助金徴収の際の混乱と明らかに関係がある。もう一度図表の模式図をご覧ください。史料Fの冒頭には、Dの中で19項目にわたって列挙されている人々、つまり、かつて国王収入役が早まった指示を出したために、コミュニューが同意する前に徴収作業が始められてしまった人々がDのままの順番で並んでおり、それ以降の項目についてはAでの順番どおりである。周辺地域における軍事的権威の確立に努めていたコミュニュー権力は、Aをそのままの順番で筆写しても内容的には何ら変わりはないところを、わざわざDに含まれる項目を冒頭に持ってこさせ、これらの領域ないし人々についてコミュニューが課税権を握っていることを強調したかったのではないだろうか。Aの作成主体が王権とコミュニューのいずれなのか明確には分からないのに対し、Fの作成主体がコミュニューであることは、「コミュニューとメールが王権側に知らしめたリスト」という冒頭文からだけでなく、項目の並び方からもはっきりとわかるのだ。

ここで強調しなければならないのは、コミュニューの中でどのような分担と徴集がおこなわれたかについては、史料は作成されたかもしれないが伝来していないということである。E 1、E 2の一連の史料が、19世紀にレーダーが目にしたような状態で、14世紀からずっと保管され続けてきたのかどうかは断言できない。しかし、ポワチエの都市カルチュレール内のコピーヤルジストル内の内容摘記という形でしか伝来しない軍事関連史料が多い中、これらが念入りに保管されていたのは間違いない。それは、非コミュニュー地域における自らの軍事的権威をコミュニュー文書等によって証明することができないコミュニューにとって、証書ではなくとも、これらの書面こそがその証明手段だったからである。

4 おわりに

1337年の史料Fで完成をみた援助金分担手続きは、その後幾度か適用されるが、1348年以降、大きな転機を迎える。いよいよ百年戦争の戦火が都市のすぐそばに及ぶにいたり、それまでのような遠征義務や、その代納金の工面ではなく、都市防備に集中せざるを得ない事態になってくるのである。そのため間接税が導入され、同時に都市財政システムもととのっていく。都市史のこの局面については近年急速に研究が進められ、我が国においても花田洋一郎氏が第一人者として業績を上げている。本報告は、それに先立つ数十年間の動きを追ったものである。この時期は、王権が、封建的な軍事奉仕義務の徴収システムから、より一般的な税徴収システムへと整備を進めようとしている時期である。史料E 1とE 2が示してくれたのは、そうした王権の要求に答えなければならなかった地域において何が起こっていたかを示す一例である。14世紀前半は、これまでのポワチエ史では余り注目されなかった狭間の時期だが、都市における社会諸集団間の変化という点から言えば、きわめて重要な時期であったという

ことができるだろう。

主要文献一覧

【一次史料】

- [1] Audouin, E., Le cartulaire municipal de Poitiers dit Manuscrit d'Auzance, dans *Bulletin philologique et historique du Comité des travaux historique et scientifique*, 1918, p.147-160.
- [2] Audouin, E.(éd.), *Recueil de documents concernant la commune et la ville de Poitiers*, 2 vols. (*Archives historiques du Poitou*, t.44 et 46), Poitiers 1923-28.
- [3] Giry, A. (éd.), *Documents sur les relations de la royauté avec les villes en France de 1180 à 1314*, Paris 1885.
- [4] Guérin, P. (éd.), *Recueil des documents concernant le Poitou contenus dans les registres de la Chancellerie de France*, t.1-5 (*Archives historiques du Poitou*, t.11,13,17,19,21), Poitiers 1881-1891.
- [5] Havet, J.(pub.par), Compte du trésor du Louvre (Toussaint 1296), dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t.45, 1884, p.237-299.
- [6] Male, D. de la (éd.), Document statistique inédit, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, série 1, t.2, 1840-1841, p.169-176.
- [7] Richard, A. et Barbier, Ch., Inventaire des archives de la ville de Poitiers dressée en 1842 par feu Rédet, dans *Memoire de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2e série, tome 5, 1882, p.1-385.

【二次文献】

- [8] Audouin, E., *Essai sur l'armée royale au temps de Philippe Auguste*, Paris 1913.
- [9] Augustin, J.-M., L'aide féodale levée par Saint Louis et Philippe le Bel, dans *Mémoires de la Société pour l'histoire du droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et normands*, t.38, 1980, p.59-81.
- [10] Bernstein, H.-J., *Between crown and community. Politics and Civic Culture in Sixteenth-Century Poitiers*, Cornell Univ. Press, 2004.
- [11] Bisson, Th., Negotiations for Taxes under Alfonso of Poitiers, dans Id., *Medieval France and her Pyrenean Neighbours*, London 1989, p. 49-74.
- [12] Boissonnade, P., La ville et la commune de Poitiers depuis le XI^e siècle jusqu'à la fin de la période des Capétiens (1100-1328), dans Audouin [2], t.1, p. I —LXXII(Introduction).
- [13] Borrelli de Serres, L.-L., *Recherches sur divers services publics du XIII^e au XVII^e siècle*, Genève(Slatkine-Megariotis Reprints), 1974.
- [14] Contamine, Ph., *La Guerre au Moyen Age*, Paris 1986.
- [15] Contamine, Ph., *Guerre, Etat et société à la fin du Moyen Age : Etudes sur les armées des rois de France (1337-1494)*, 2 vols., Paris 1972.
- [16] Favreau, R. et Glénisson, J., Fiscalité d'Etat et budget à Poitiers, au XV^e siècle, dans *L'imôt dans le cadre de la ville et de l'Etat, Colloque international(Spa 1964)*, Bruxelles 1966, p.121-134.
- [17] Favreau, R., *La ville de Poitiers à la fin du Moyen Age*, 2vol., Poitiers 1978.
- [18] Fietier, R., *Recherches sur la Banlieue de Besancon au Moyen Age*, Paris 1973.
- [19] Giry, A., *Les Etablissements de Rouen*, 2vol., Paris, 1883-1885.
- [20] Glénisson, J. et Higounet, Ch., Remarques sur les comptes et sur l'administration financière des villes françaises entre Loire et Pyrénées (XIV^e—XVI^e siècles), dans *Finances et comptabilité urbaines du XIII^e au XVI^e siècle*, Bruxelles 1964 (*Pro civitate*, in- 8^o, 7), p.31-74.
- [21] Henneman, J.-B., Financing the Hundred Years' War: Royal Taxation in France in 1340, dans *Speculum*, Vol. 42, No. 2 (Apr., 1967), pp. 275-298.
- [22] Henneman, J.-B., *Royal Taxation in Fourteenth Century France*, Princeton 1971.
- [23] Portejois, P., *Le régime des fiefs d'après la coutume du Poitou*, Poitiers 1958.
- [24] Rigaudière, A. et al., *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale, t.2. Des temps féodaux aux temps de l'Etat*, Paris 1994.

- [25] Stephenson, C., Les aides des villes françaises aux XIIe et XIIIe siècles, dans *Le Moyen Age*, 1922, p.274-328.
- [26] Strayer, J.R., *Consent to Taxation under Philip the Fair*, in *Studies in Early French Taxation*, Cambridge: Harvard University Press, 1939.
- [27] 大宅明美「伯権の援助金要求とポワトゥー諸都市—十三世紀ポワトゥー地方における『良き都市』をめぐって—」『史学研究（広島史学研究会）』246号、2004年、45—63頁。
- [28] 大宅明美「13世紀ポワチエにおける王権・都市民・在地領主」『佐藤眞典先生御退職記念論集 歴史家のパレット』、佐藤眞典先生御退職記念論集準備会編、2005年、73-91頁。
- [29] 花田洋一郎『フランス中世都市制度と都市住民—シャンパーニュの都市プロヴァンを中心に—』九州大学出版会、2002年。
- [30] 藤井美男「中世後期のブリュッセルの財政に関する一考察—財政をめぐる中世都市と領邦君主—」、『高経論叢（九州産業大学）』35-4、1995年、103-132頁。
- [31] 山田雅彦「中世北フランスにおける都市付属領域の形成—アラスの事例を中心に—」『文学部論叢（熊本大学文学部）』78号、2003年、11—42頁。

小シンポジウム「中世社会経済史研究と史料論」によせて
—到達点と今後への期待—

山田 雅彦

2006年度九州史学会大会の西洋史部会では、午前中のすべての報告時間を割いて、小シンポジウム「中世社会経済史研究と史料論」が企画された。これは、前日に行われた同大会の全体シンポジウム「記憶の管理と文書の伝来」（日本史、朝鮮史、中国史、西洋中世史の分野各々1名ずつの基調報告と、第3者によるコメント、及び総括から構成）を部会レベルで受け、この種の「史料論」に関わる議論を、より個別具体的な領域を舞台に深めようとするもので、研究水準自体を高めることにつながる企画であったように思う。

冒頭、オーガナイザーである岡崎敦氏から、適切な小シンポジウム解題がなされ、その後、丹下栄氏と大宅明美氏それぞれから30分ずつ研究報告が行われた。まずは、丹下氏の報告からその概要と特徴を整理して述べたい。

中世初期社会経済史に関する史料論を語らせれば、第1報告者の丹下栄氏の右に出る者はないだろう。氏ほど中世初期世界の解読に細心の注意を払っている研究者はそれほどいない。丹下氏は、史料解読から論文執筆へといたる間の認識論上の壁を常に意識する。そのことは、学位論文をはじめ多くの業績を見れば明らかである。いったい、中世西欧のような（年代的にも地理的にも）遠く離れた事象を、しかも明らかに何らかの意図を持つ特定の人物によって執筆された記録（の断片）を頼りに、過去を「再現」、「復元」することなど果たして可能なのか否か。何という困難な課題。確かにその通りというしかないこの難題にこそ、氏は並々ならぬ関心を払ってきた。周知の通り、カロリング時代の社会経済史研究を進める上で、所領明細<polyptyque>の果たす史料的貢献は「万能」と表現していいほどに大きい。氏の場合、この史料群に散りばめられた情報が単純に扱われることはけっしてなかった。地理的差異、所領毎の異同、史料文言の微妙な言い回しといった、当然考慮されてしかるべき問題が考慮されるのはむしろのこと、丹下氏はさらに一歩進んで、所領明細帳という何でも語ってくれそうなスーパー史料の「射程」を見極めようと努める。そこから新たな出発が始まる。今回の報告「西欧中世初期文書における所領表現の位相」は、その一環であろう。ここでは、所領明細帳が「語らない部分」に注意が向けられる。所領明細帳に言及されないような事柄に関しては、おそらく別系統に属する一連の所領管理の記録があるのではないか。これが今回の氏の研究報告の出発点である。

史料の性格上、所領明細帳という史料類型は、所領に関する重要な財産簿の一種であることにかわりがないが、それでも所領生活のすべてを表現しないことは明らかである。基本的にそれは、領主にとって必要不可欠な保有農民の負担体系を整理した書ではある。しかし明細帳では、所領における建物の具合、あるいは配備されている資材・道具の数量、種類などはほとんど記載の対象となっていない。ところが、丹下氏によると、それらの情報は、『御料地令』『資材帳範例』『アダルハルドゥス指令書』、あるいは修道士団財産割当文書（の一部）といった異なる系統の法令・記録類には登場してくるという。おもしろいのは、これらの伝来する諸記録を比較してみると、道具のリストアップされる順序などはほとんど同じだと分かるのである。そこから丹下氏は、いずれも何らかの共通のテキストを下敷きにしているのではないかと推断する。資材範例帳は所領管理人のための記録であり、アダルハルドゥス指令書はコルビー修道院の菜園番のための資材分与の記録であるように、それぞれ目的が異なるものの、同種のテキストがベースとなっているというわけである。そこから議論は、所領構造の解明へというよりは、所領管理体制のあり方、あるいは当時における記録作成の全般的あり様に関する議論へと一気に向かう。

すなわち、当時修道士らによって作成された多くの書、文書がかなりの割合で同種のテキストを参照して作成されていたのではないかと氏は展望する。あるテキストのある箇所が「部品」となって次のテキストに受け継がれていくとも表現される。「テキストの手本としてのテキスト」、氏がその報告で最後に述べた一言がこれであった。

以上から読みとるべきは、カロリング期にあつては、所領管理人層を含む修道士団の世界に、明らかに一定の共通テキスト文化が出来ていたであろうということである。テキストが部品となってまたテキストとなるという指摘はさほど突飛ことではないし、むしろ文字筆写と文字管理が一定程度普及した環境にあつてはよくある行為のように思われるため、当時のシンポジウムでは評者自身この点を少し問題とした。しかし、考えてみれば、当然にして当たり前という私の断定法こそがおかしい。そうした言説こそが、氏をもっとも意識してきた認識に関わる重大問題なのであった。あえて、訂正させていただくとすれば、氏の功績は、そうした予想可能な現象が所領管理に近い世界において存在し、機能していたことを「実証」したことに、やはりある。カロリング期所領世界の運営者たちは、種々のテキストを古来より（場合によってはローマから）受け継ぎ、そこに新たなゲルマン的表現も取り込み、それを相互に共有する文化のなかにいたらしいことがよく分かる。そうなってくると、我々は、再びそうした目をもって所領明細帳の全体を読み解いていくことが求められてくるように思われる。いずれにしても丹下氏の研究は、いまやカロリング世界の社会経済の「実証」をこえて、むしろそこに生きた人々の思考の内側に切り込もうとしていることを強く感じた。まさしく、認識論にうるさい氏らしい研究方向ではないだろうか。

第2報告者の大宅明美氏は、「中世後期ポワチエにおけるコミューヌ権力と都市周辺地域一軍事的義務分担者リストの作成と伝来に関する一考察」と題して、13世紀末から14世紀初めの西フランスの都市、ポワチエを対象として、都市コミューヌ権限の漸次的強化（＝領域的確立）の過程を、フランス王権に対して提出されるべく作成された「軍事的義務分担者リスト」等の作成状況から読みとろうと試みた。非常に興味深い一連の史料作成（と残存）状況が、そこでは示された。

大宅氏によると、当時王権は、ポワチエ地域とその周辺部全体を一つのまとまりとしてとらえ、一定の軍役負担をポワチエのコミューヌに求めてきた。王権の家臣に位置づけられるコミューヌ当局が都市代表として位置づけられたのであろうが、その結果は、今度はコミューヌ当局が同市とその周辺の諸勢力と間で交渉を行う立場となった。こうして、コミューヌは、コミューヌ内住民のみならず、市壁内の非コミューヌ領域及び周辺農村地域の住民にもコミューヌが主体となって負担金の割当てを行う手続きを行うこととなったという。当然、コミューヌは、古参の特権集団である市域内の非コミューヌ教会領主や農村部の中小領主といった抵抗勢力に出くわすこととなる。そこに生ずる抵抗は、当然紛争問題として意識される。そこから多くの記録による説得工作が意図されてくる。大宅氏が注目する史料群は、こうした背景から生じたものである。

大宅氏がここで取り上げ、比較分析した史料は主に2つのグループからなっていた。いずれも、現在ポワチエ市文書館の<serie E>の最初期のものであり、ロールの形式を持つオリジナル文書を中心に、それに関連する書類が添付されて伝来しているという。分類番号E1は、1324年、フランス王権のガスコーニュ遠征に際して、ポワチエのメールとコミューヌが提供した *secta*（王軍への随行要員）のリストと、それに付帯・関連する他の4通の書類からなる。E2の分類番号を施されたグループは、1337年にポワトゥ（ポワチエ地方）セネショセの王権側収入役に対して、ポワチエのコミューヌのメールから提供された随行要員の一覧リスト、及びそれに付帯・関連する3通の文書のセットである。これまでも地方史の研究では注目され多く言及されてきた史料とされるが、大宅氏によって、一連の添付・付属書類のあり方も含めて、記録全体の関係が解明された。大宅報告の真骨頂は、潜在的な紛争とその解決過程のな

かで、ポワチエのコミュニによって一連の行政史料が作成され、そして保管されていった様子を丹念に再現している点にある。ちなみに、大宅氏は文書館に直参して文書の現物を参照するまでにいたっていないと正直に述べられたが、それは、本体のみならず各付属書類の差し込み状況も含め、残存形態の一切が刊本情報のみで判明するポワチエ市史の研究環境にあつては、あまり大きな問題ではないように評者には思われた(むろん、実際の閲覧によって新たな「問題」が発見されることは大いにありうるが)。また、社会経済史の問題としても、コミュニティ権力が、都市内の教会領主やによる抵抗を受けながらも、王権を後ろ盾にしつつ市域と周辺農村部の大部分に対する支配力を主張していく過程と重ねあわせて提示された。都市の自治対組織による都市全域の支配と周辺農村部への支配の拡大という現象は、ちょうど、30年前にP.デポルト氏が中世後期の都市ランスについて非常に丹念に例示していたが、今回の報告はその歴史過程を彷彿とさせるものがあつた。

それでもなお、若干の注文がなくはない。大宅氏は、ここで取り上げた軍役負担徴収記録が都市コミュニティのその後の都市支配にとって非常に大きな意味を持ったことを強調し、そのことを同史料の都市文書館でのオリジナル伝来という事情と結びつけてみせる。しかし、そのことはそれだけではこの史料群が都市カルテュレール等への転記がなされていないことの説明にはならない。通常、都市にとって最重要な特権文書やリスト記録は多くの場合、編集されてカルテュレール等にも記録されることが多い。都市ポワチエにおける全体的な文書・記録保管システムのあり方が、より明確にされてしかるべきであり、この点では今後の現地調査の実施が期待される。

また、文書作成の現場における王権の役人と都市側の役人の相互交流如何も、フロアから提起された問題であるが、都市の自治と王権の支配という相互に影響しあう現象を考えていく上でも重要なテーマとなつてこよう。実際、近年の中世後期財政史研究等ではこうした問題は、国王・諸侯権力下における行財政のスタッフの変容の問題として注目されている現象であり、今後の多面的な比較研究が必要と思われる。

以上、2つの報告を概観し、あわせて多少の感想めいたことを述べてきたが、いずれの報告とも今回の小シンポジウムの趣旨をよく理解していたし、それぞれが異なる仕方で「社会経済史の史料論」を見せてくれたように思う。

まず、丹下報告は、カロリング世界において発達した大所領に関連する史料の実態を問題とした。そして、所領を管理する側の世界に通底するある種の思想を記録作成の実態から推断して見せた。最終的には、当時の記録作成のあり方そのものに迫ることで、社会経済史の新しい地平(新たな荘園経営の原理などに関する新たな理解の仕方など)を開こうとしているように評者には思われた。これこそは、カロリング期の史料とはどのようなものであつたのか、その解明を目指しているのであり、「究極の史料論」ともいえる研究なのかもしれない。

他方、大宅報告は、ポワチエ市に伝来するある具体的な重要記録の作成過程を問題とすることで、都市当局をめぐる政治・社会的状況を読みとろうとした。この種の作業は私自身もバポーム通過税とサン・トメール市の関連で試みたことがあるが、つまりは、「史料が語る社会経済史」のもっともポピュラーな形態であろう。ただし、ポピュラーと述べたが、そうした「詰めた作業」はさほど我が国学界で行われているわけではない。しかし、多くの史料がまとまったかたちで伝来する中世中後期の社会経済的事象、特に都市史を研究する者は、今後こうした研究姿勢をある程度実践していくべきと考える。都市こそは、中世中期より明確にリテラシーを住民統治の武器・手段としていった団体なのである。その手段を一つ一つ丁寧に分析する仕事は、なおお色あせてはいないように思われる。その意味では、大宅報告は、今後の中世都市研究の模範ともいえるものであつた。

最後に一言。中世ヨーロッパの社会経済史研究は、少なくとも我が国の現状を見る限り、研究者の数

を大きく減らしている。今や誰もが、文化あるいは政治の領域にこそ関心を持って研究を始めている。一頃と比べれば隔世の感がある。しかし、ここに展開されたような2種類の「社会経済史の史料論研究」は、衆人の注目を集めるであろう。その議論は、関心の高い文化・政治の諸問題と結びついているし、その具象性は文化や政治の研究と同じ程度に達している。

最近、評者は、13世紀から14世紀の都市の発布した条例などの立法史料に関心を持っている。これ自体は古くから多くの研究書や概説書でも取り上げられ、封建的都市の政治体制を語る際に必ず引き合いに出されてきた史料類型である。つまりはもう「古くてダサイ」史料なのだが、これの史料論的な研究を目指そうと考えている。まだまだ取りかかったばかりで海のものとも山のものともつかない状態だが、都市を統治する者と都市に生活する住民の相互関係をテーマとする時、この史料群はやはり第一級の価値を持つことに違いない。この際、史料をその作成・伝来のあり様から解きほぐしていく姿勢が大事なように思われる。それによっては平凡でガタのきたテーマも、それなりに復活するかもしれないのである。

いまや、社会経済史は、理論の優先する分野ではない。それどころか、何らかの経済学の高度な理論や歴史の全体に関する発展モデルに通じている必要などまったくない。どうか若い方々には、ここもまた文化現象と同じような目線が入っていけ、しかも楽しい場であることを理解していただきたい。今回の小シンポジウムがそうした流れを少しでも生み出すきっかけとなれば、と願うものである。

シンポジウム「中世社会経済史研究と史料論」についてのコメント

城戸 照子

この小シンポジウムは、九州史学会（2006年12月10～11日）の〈西洋史部会〉の一部として、開催された。丹下栄（下関市立大学）報告「西欧中世初期文書における所領表現の位相」と、大宅明美（九州産業大学）報告「中世後期ポワチエにおけるコミュニヌ権力と都市周辺地域一軍事的義務分担者リストの作成と伝来に関する一考察」及び、それに関する活発な討論を内容とする。

この報告と討論は、「西欧中世比較史料論研究」をテーマとする本科研プロジェクトの「史料は現実との関係では何を語っているのか」（史料の生成）という関心に、とりわけ関連の深い問題を提起することになった。

ここで社会経済史の史料が特に選ばれたのは、20世紀に活況を呈した社会経済史が、2006年現在、当時ほどの求心性を持っていないのではないかと、という研究動向の認識に基づいている。政治史や制度史の刷新に取り残された経済史の新たな展望のためには、社会経済史の材料として従来重宝されてきた史料を、さらに新しい史料論の分析視角から検討し直す必要があるのではないかと。

とはいえ、特定の史料が社会経済史専用と決まっているわけではない。社会経済史の史料もまた、社会構造を描き出すための単なる「情報の器」ではなく、それ自体とその伝来が、より広い領域に及ぶ歴史的な情報となるのは当然であろう。しかし他方、目的の限られた実務的史料が多いのは確かであるから、史料が内包する情報には一定の偏りがあるのは前提となる。もとより史料類型の分類には注意深くならざるを得ず、そういう点で、社会経済構造を主たる研究領域とする研究者も、早くから史料論の拡大と深化による問題関心を共有してきた。当シンポジウムにおける両報告は、このような研究潮流に自覚的に、非常に興味深い個別事例を紹介し、問題提起をなしてくれた。

第1の丹下報告では、カロリング期フランク世界を支える大所領（領主直領地と農民保有地の二元的構成をとる）の構造を明らかにするために、従来の所領明細帳（直領地と領主従属民及び保有地と保有農民、そこからの賦役、賦課租、貢租の記録を主とする土地台帳）と補完的に利用できる、所領管理人にあてた所領管理規定を取り上げた。まず、所領管理役人への指令、所領拠点の備品リストに注目し、コルビー修道院に伝来する『アダルハルドゥス指令書』（*Brevis quem Adalhardus ad Corbeiam.....*）、『資材帳範例』（*Brevium Exempla*）、『御料地令』（*Capitulare de villis*）らに出てくる道具類とその列記順を比較検討した。銅製の鉢やコップ、各種の鍋、自在鉤、薪台などの道具類を並べる順序に一定性があるという。次いで、修道院財産記録の所有家畜リストの比較検討から、そこに列記される羊から豚へという順序にも相似性があるとした。

こうした類似性のあるテキスト群の作成に、手本としてのテキストが存在し、それは3世紀のギリシア語・ラテン語辞書である *Hermeneumata* の系譜をひく語彙集ではないかではないか、というのがメッツの研究等に依拠した丹下報告の指摘である。つまり、史料の生成過程において、共通し共有される手本としての上位のテキストの存在を想定する。個々の史料が孤立したものではなく、作成には修道院世界に共通する土台があることを想定し、相互に関連する史料の世界を作成の現場から考えようとした。また、重要なのはテキストの完結性ではなく、筆写して寄せ集められる部品そのものという発想も刺激的であった。

報告について、まず史料作成者のリテラシー能力や修道院間で共有できるテキストの貸し借りなどの具体的な点に質問があった。これに関しては、基本的には文書作成にあたる修道士のリテラシー能力を高く評価し、修道院間の移動も可能とするのが一般的な研究傾向であるとして、中世初期研究者からは異論はでなかったが、当該語彙集の研究が、言語学研究の点から非常に難解である点が指摘された。

なお検討課題が多いと思われ、今後の発展が待たれるところであるが、所領管理役人にあてた経営のための実務文書としての機動性と修道院間の密接なつながりを重ね合わせれば、当時の修道院世界のダイナミックなイメージが醸しだされる。文書内容を互換・転用可能なパーツと見る発想も、そうしたイメージに近い。史料作成の現場からの、新しい文書観であろう。

第2報告では、ポワチエのコミュニティ作成による、1324年と1337年作成の王権への戦費分担金支払いリストが、取り上げられた。国王直属都市であるポワチエでは、都市民の一部しかコミュニティに入っていない。そうした事情の下で、フランドル戦役への従軍と戦費支払いをめぐる、王権の要請、都市代表としてのコミュニティの権力、非コミュニティ員の抵抗など、各立場での対立と抗争があった。その錯綜した関係を示す史料が、巻物状の文書に数枚の別文書（すべて原本）が添付された形で、その一式が2組、伝来している。当報告はその文書形態の特殊さで、非常に関心を呼んだ。

最初のものは、1324年の遠征へのメールの随行要員一覧表（315cm×27cm）に、随行要員に対するセネシャルの召集令状が2通、1329年のポワチエのコミュニティが約束した援助金徴収400リブラ（随行要員が支払う）についての国王収入役の確認、さらにコミュニティを通さず支払いをした者のリストの計4通が、一件書類という形で綴じ付け・添付されている。元の一覧表は添付文書の中で「巻物」、「言及されている巻物」と呼ばれており、同様に添付文書自体を指す「現一覧」や、別の添付文書を指す「添えられた書状」などの表現が見られ、文書が作成、綴じ付け・添付された際に、それら複数文書が眼前で参照されていたことが想像できる。また支払対象者リストの一覧表に、5年後に支払い済みの者のリストが添付されるのも非常に実用的で、文書の実務的な利用法がうかがわれる。

もう1つの巻物は、1337年に新たに作成された随行要員一覧表（106cm×24cm）で、これには、同年の500リブラの援助金徴収の文書、非コミュニティ員への追加徴収記録、コミュニティ負担分140リブラ納付の受領証の計3枚が添付されている。裏には、支払いに異議申し立てをしたがその後支払った非コミュニティ員たちのリストが書き込まれている。

この2つの巻物状史料は、関連する案件に関する一件書類を同時に閲覧可能な実務史料群として添付してまとめ、さらに後代の行政措置による変化を書き込みしている点で、文書が行政上の道具としてごく実際に活用されている様子を、具体的に見せてくれる。さらにその相互の書き込みや綴じ付け・添付から、コミュニティ権力と非コミュニティ員をめぐるポワチエの特殊性が浮かび上がってくる。史料の作成ということから見れば、数年間に亘る行政上の措置を一覧できるようにという目的がはっきりとした興味深い形態である。

もちろん、この史料はポワチエのコミュニティのアイデンティティにおいても非常に重要な意味を持っている。ポワチエでは、周辺地域における自分の軍事的権威をコミュニティ文書等では証明できない。証書ではなく、こうした巻物の書面によって、自らの権威を証明し拡大することができる点で、これらの巻物は実務的な機能に加え、権威の保証となっている点が興味深い。原本文書の伝来を考えた際に、単なる実用性だけではなくある種の挙証能力が認められていたと思われる点が、重要であろう。

この第2報告についても、活発な質問が提出された。当時の政治状況について、王権のための援助金を、非コミュニティ員に関してもコミュニティが集める権限とそのメリットは何か、非コミュニティ員のコミュニティとの関係などが質問された。史料論に関する質問では、同時期のカルチュレールの有無がまず問題とされた。カルチュレールは在地的な都市カルチュレールが17世紀に作成されたが、その中には当該文書は入っていないという。また、日本史研究との比較から興味深い指摘があった。付加メッセージが元の史料に付け加わっていくのは、日本中世史研究では珍しいことではないとして、付加メッセージが追加されるその過程を復元すべきだとの発言である。これ以上に付加されるべきなのに、付加されていない物はないか、付加されてはいないが別の場所に伝来しているものはないか、というより積極的な問いかけも必要だとされたのである。

報告者の答えでは、王権の介入を利用して勢力伸長を画策したコミュニヌが、王権に出した「従軍義務有り」との文書を添付してほしいとの依頼書がカルチュレールにはあるという。しかし王権が発給した文書はカルチュレールにはなく、もちろん巻物に綴じ込みもされていない。コミュニヌが非コミュニヌ員も含めて援助金負担の分配を取り仕切ることを前提とした国王の収入役の文書があるだけで、コミュニヌにとって不都合な文書は巻物から省く、取捨選択がなされていることが明らかになった。

以上、2報告から共通して明らかになったのは、社会経済史の史料としてのみ注目されてきた史料も、その作成まで遡及すると、当時の文書作成者や文書の位置づけ、記録に対する考えが新たな情報として得られるという点である。実務的文書として利用される記録の、その利用のされ方については、当時の社会的文脈において考えることが今以上に必要とされるということであろう。